

那覇市公告第937号
令和7年3月21日

随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第21条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 知念 覚



契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	役務：令和7年度 那覇市立教育研究所清掃業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約を締結する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 業務の円滑な履行（トイレトペーパー、洗剤等消耗品の提供も含む）が可能であること。 3 本市在住の障がい者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。 4 本市と同種の契約実績があること。また、業務の履行が可能であると認められること。
申請方法	見積書（新たに申請する団体は業務履行が可能であることを証明する申請書）及び那覇市在住の利用者受入内訳書を提出。（令和7年3月28日（金）12時まで） 提出及び詳細問合せは下記契約担当課まで。
契約担当課	学校教育部 教育研究所 電話(098)917-3441